

加西市後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加西市以外のものが行う公益的事業（以下「事業」という。）に対する加西市の後援名義の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業 講習会、講演会、展覧会、研究会、記念行事、競技会その他催物等で市の教育、芸術・文化、スポーツ若しくは産業の振興又は福祉の増進に寄与する目的を有するものをいう。

(2) 後援 市が事業の趣旨に賛同することをいう。

(対象事業)

第3条 市が後援名義の使用承認（以下「後援の承認」という。）をすることができる事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

(1) 主催者が特定され、責任の所在が明確であること。

(2) 公共性を有すると認められること。

(3) 政治活動、選挙運動、宗教活動、営利又は売名を目的としないものであること。

(4) 原則として市民が自由に参加できるものであること。

(5) 原則として無料で実施されるものであること。ただし、参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、その目的及び徴収の額が適正かつ明確であること。

(6) 事業の実施に当たり、公衆衛生上及び災害又は事故防止上の必要な措置が講じられていること。

(7) 公序良俗に反しないもの又はそのおそれがないものであること。

(8) 参加者等に対し、寄附、援助等を強要しないこと。

(9) 市の行政運営に支障を及ぼさないもの又はそのおそれがないものであること。

(後援名義の名称等)

第4条 後援において使用する名義は、加西市とする。

2 後援の承認を受けた事業の主催者は、当該事業の実施に際し、市が後援している旨を印刷物等に表示し、公表することができる。

(後援の承認申請)

第5条 後援の承認を受けようとする事業の主催者は、事業実施日の2週間前までに加西市後援名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出

しなければならない。

- (1) 主催者の活動の目的及び内容が分かる書類
- (2) 事業の目的及び内容が分かる書類
- (3) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(申請の審査及び決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、許諾を決定し、承認するときは加西市後援名義使用承認決定通知書（様式第2号）により、承認しないときは加西市後援名義使用不承認決定通知書（様式第3号）により、速やかに主催者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。
(事業内容変更等の申請)

第7条 前条の承認を受けた主催者は、当該事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに加西市後援名義使用に係る内容変更等申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
(承認の取消し)

第8条 市長は、後援の承認を行った事業又はその主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しない。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 事業を中止したとき。
- (3) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 第5条又は前条の申請に虚偽の内容があったとき。
- (5) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき。

- 2 前項の取消しは、加西市後援名義使用承認取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

- 3 主催者は、後援の承認を取り消されたときは、第1項第2号による場合を除くほか、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から市の名称を削除する等適切な対処をしなければならない。

(事業実績の報告)

第9条 主催者は、承認事業が終了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(適用除外)

第 10 条 第 6 条から前条までの規定は、主催者が国又は地方公共団体である場合は、適用しない。

(庶務)

第 11 条 後援の承認に関する庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に後援名義について市長の承認を受けている者は、この要綱の規定により承認を受けた者とみなす。